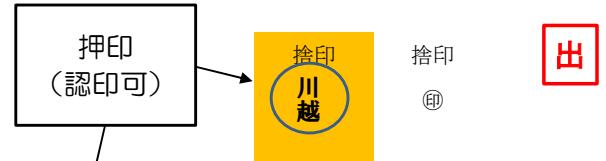


農用地利用集積等促進計画書



| | | | | | |
|--------------------|---------------------------------|-------------------------------------|--|-----------|---|
| 農地中間管理権の設定を行う者(甲) | 〒 000-0000 川越市〇〇123-4 | 電話番号 (昼間連絡がつく番号) 000-000-0000 | フリガナ カワゴエ タロウ (氏名又は名称) 川越 太郎 | 同意印 川越 | 生年月日 大正・昭和 平成・令和 西暦 45年1月1日 |
| | | | | | 法人の場合は生年月日は不要です |
| 農地中間管理権の設定を受ける者(乙) | 〒 361-0013 埼玉県行田市大字真名板1975番1 | 電話番号 (昼間連絡がつく番号) 048-558-3555 | フリガナ コウエキシャダンホウシソサイタマケンノウリンコウシャ リジ'チョウ オバタミキ (氏名又は名称) 公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畠 幹 | 同意印 印 | ※法人の場合は生年月日不要です。 |
| | | | | | |

1. 各筆明細

| 農地中間管理権の設定を行う土地(B) | | | | (乙)に設定する権利(C) | | | | | | | | 備考 |
|--------------------|----|------|---------------------|----------------|-------|---------------|-------------|-------------|--------------|-----------|-------------------|----|
| 所在 | | 現況地目 | 面積(m ²) | 地域計画区 域名(A) | 権利の種類 | 内容 (作付作物等) | 始期 (年月日) | 終期 (年月日) | 存続期間 (年月) | 借賃 | 借賃の支払方法 (支払期限) | |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | | | 年額(円) | 10aあたり(円) | | |
| 1 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |

【賃料設定】 ① JA〇〇 彩のかがやき一等米概算金〇kg相当額

(D)設定する土地の(甲)以外の権限者等の有無

1. なし

2. あり(同意書等は別紙のとおり)

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利の設定を行う者ごとに別葉とする。
- (2) (A)欄の地域計画区区域名については、権利を設定する農地が地域計画内にありかつ担い手が位置づけられている場合は公表されている区域名を記載する。該当しない場合は空欄とする。
- (3) (B)欄の「面積」は登記記録の地積によるものとする。なお、1筆の一部について農地中間管理権が設定される場合には、面積に貸借する面積を記載の上、備考に「登記面積〇〇〇m²のうち〇〇〇m²」のように記載する。
- (4) (C)欄の「権利の種類」は、「賃貸借」と「使用貸借」のいずれかを記載する。
- (5) (C)欄の「内容」は、当該土地の利用目的(「水稻」「露地野菜」「施設野菜」「果樹」「花卉」等)を記載する。
- (6) (C)欄の「存続期間」は、「〇年」または「〇年〇か月」と記載する。
- (7) (C)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の総額と10aあたりの単価額を記載する。記入出来ない場合は、10aあたりの借賃が毎年の米価等により変動する場合、年額の欄に「欄外参照」と記入し、【賃料設定】欄に10aあたりの欄に農協名、品種名、等級及び数量の概算金を記入することもできる。(記載例「欄外参照①」)。
- (例:「JAほくさい 彩のかがやき一等米概算金30kg相当額」として記載する。借賃が筆ごとに固定の場合は、10aあたりの欄には「(固定借賃)」と記載する。また、使用貸借の場合、どちらの欄にも「0円」と記載する。)
- (8) (C)欄の「借賃の支払方法」は、賃貸借の場合は「口座振込又は振替(12月末)」と記載する。

2 共通事項

農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより、設定される農地中間管理権は1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。なお、以下、農地中間管理権を設定する者を「甲」（以下「甲」という。）とし、農地中間管理権の設定を受ける者（公益社団法人埼玉県農林公社）を「乙」（以下「乙」という。）とする。

- (1) 転貸
乙は、農地中間管理権の目的物（以下「目的物」という。）を乙が定めた第三者（以下「転借人」という。）に転貸して使用及び収益させることができる。
- (2) 面積による借貸の増減額請求
甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借貸の増減を請求しない。ただし、国土調査による成果及び土地改良事業による換地等に伴う面積の増減に関してはこの限りでない。
- (3) 借貸の変更
本計画を定めた後、借貸の変更に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借貸の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び県または市町村が協議して定める額に変更することができる。ただし、経済状況の変化等により農地の借貸等が著しく不相当となったときは、当事者は借貸等の変更協議を申し出ることができる。
- (4) 借貸の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (5) 借貸の減額
 - ア 農地中間管理権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）609条の規定に基づく借貸の減額請求があり、乙が当該借貸を減額する場合には、乙は甲に對して、借貸の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定める。
 - イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
- (6) 修繕及び改良
 - ア 甲は乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗については、自らの費用と責任において当該目的物を修繕する。ただし緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその費用を請求することができる。
 - イ 乙は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可を要する改良や農業委員会への届出を要する改良及び抜根を伴う農地改良を行う場合には、あらかじめ甲の同意を得るものとする。また、転借人が同行為を行う場合には、乙及び乙を経由して甲の同意を得るものとする。
 - ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）に従い、原則、甲の負担とする。
- (7) 附属物の設置等
 - ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は県または市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
 - イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前にこのことについて甲の同意を得る。また、転借人は、自らが附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。なお、転借人が行う附属物の収去に対しては、乙は収去の義務を負わず、転借人は甲に対して直接収去の義務を負う。
 - ウ ア及びイの規定にかかわらず、当該土地から分離することのできない附属物、分離するのに過分の費用を要する附属物及び収去しないことに甲が同意している附属物については、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。なお、その額については、甲、乙及び転借人が協議して定める。
- (8) 租税公課等の負担
 - ア 甲は、目的物に対する固定資産税の他租税を負担する。
 - イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
 - ウ 当該土地に係る土地改良区賦課金等は、別表2に定めたものを除き甲の負担とする。
- (9) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災地変その他、甲、乙及び転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条第1号または第2号に該当するときは、県知事または市町村長の承認を受けて農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (11) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙はその満了日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還（付属物の取扱については(7)による。）する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (12) 農地中間管理権に対する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県または市町村が協議のうえ真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (13) 農地中間管理権取得者の責務
乙は、本計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (14) 賃借権の設定等を受ける者の個人情報に関する事項

水利費や土地改良区の賦課金がある場合で、借受人が負担する場合は、次ページの別表2にその旨記入が必要になります。この場合は次ページを参考に記入してください。

乙は必要に応じて、市町村・JA等の関係機関、団体、個人(地権者等)へ提供されること。

(15) 機構関連事業

甲は機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）について、次のアからオに関する承諾すること。

ア 機構関連事業は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、埼玉県又は市町村が事業実施主体となって、農業者の費用負担や同意を求めずに農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。）、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業で、機構に貸し付けた農用地等については機構関連事業が行われること。

イ 機構関連事業の対象となる農用地等は、乙の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上ある農地が対象となること。

ウ 事業実施地域については、埼玉県又は市町村が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定すること。

エ 機構関連事業対象の農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し、除外要件等を満たす場合であること。

オ 機構関連事業が行われた農用地等が、甲の自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されること。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは甲、乙及び県または市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲、乙及び土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について 土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----------------------------------|-----|
| | | | |

別表2 土地改良区賦課金等に関する特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|-----------|----------|-----|
| 〇〇水利組合水利費 | 転借人が負担する | |

水利費や土地改良区の賦課金がある場合で、借受人が負担する場合は、左記を参考に御記入ください。（「転借人」は借受人のことです）
水利費等がない場合や貸付人が負担する場合、御記入は不要です。



別紙

| 農地中間管理権の設定を行う土地(B) | | | | | | | (乙)に設定する権利(C) | | | | | | | 備考 (部分貸等) | |
|--------------------|----|----|-------|----------|-------------------------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------|-----------|---------------|--------------------|--|
| 所 在 | | | | 現況 地目 | 面積 (m ²) | 地域計画 区域名(A) | 権 利 の種類 | 内容 (作付作物等) | 始期 (年月日) | 終期 (年月日) | 存続期間 (年月) | 借 貸 | | | |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地 番 | | | | | | | | | 年額 (円) | 10aあたり (円) | | |
| 川越市 | ●● | ●● | 123 | 田 | 1,000.00 | | 使用貸借 | 水稻 | R7.5.1 | R17.10.31 | 10年6か月 | 0 | 0 | - | |
| 川越市 | △△ | △△ | 456-1 | 畠 | 980.00 | | 賃貸借 | 露地野菜 | R7.5.1 | R13.6.14 | 6年2か月 | ① 5,000 | 5,102 | 口座振込又は 振替(12月末) | |
| 川越市 | ■■ | ■■ | 789-1 | 畠 | 1,112.00 | | 賃貸借 | 露地野菜 | R7.5.1 | R13.10.31 | 6年6か月 | 4,300 | 固定借賃 | 口座振込又は 振替(12月末) | |
| 川越市 | ■■ | ■■ | 790-1 | 畠 | 512.00 | | 賃貸借 | 露地野菜 | R7.5.1 | R13.10.31 | 6年6か月 | ② 2,000 | 固定借賃 | 口座振込又は 振替(12月末) | |
| 川越市 | ■■ | ■■ | 790-2 | 畠 | 997.00 | | 賃貸借 | 露地野菜 | R7.5.1 | R13.10.31 | 6年6か月 | 3,700 | 固定借賃 | 口座振込又は 振替(12月末) | |

【地域計画区域名について】
記入不要です。

【権利の種類について】
賃料なしの場合は「使用貸借」、賃料ありの場合は「賃貸借」と記入してください。

【契約の始期・終期について】

契約の始期は毎月1日になります。

始期の御記入については、書類を御提出いただく月（毎月平日の末日〆）から4か月後の1日としてください。

例：令和7年1月末までに御提出いただく場合
→契約の始期は
令和7年5月1日

契約の終期は、毎年6月14日又は10月31日のいずれかとしてください。

賃貸借の場合、賃料の支払いは金納のみです。米等による物納は取り扱っていません。

賃料の記入方法は、以下の①・②を参考にしてください。

①…賃貸借で、「1筆いくら」という契約にする場合は、その金額を「年額」欄に記入してください。また、「10aあたり」の金額も計算して記入してください。

(上記①：980m²の農地を5,000円で貸借する場合の計算)
 5,000円 ÷ 980m² × 1,000m² ≈ 5,102円

②…賃貸借で、「複数の農地で合計いくら」という契約にする場合は、対象の農地の「10aあたり」の欄にすべて「固定借賃」と記入し、「年額」欄の合計が希望の合計金額になるよう各農地に割り振ってください。どの農地にいくら割り振るかについては、所有者の方と耕作者の方の話し合いでお決めください。

各筆の面積で案分することが多いですが、それぞれの農地の使いやすさ等から、いずれかの農地に多く割り振っていただいても差し支えありません。上記3行目～5行目は、農地3筆で合計10,000円とする場合の例です。細かく1円単位で案分しても良いですし、上記のように100円単位で振り分け、端数は任意の筆に振り分けていただいても良いです。

賃貸借の場合、「支払方法（支払期限）」欄に「口座振込又は振替（12月末）」と記入してください。